

飲食料品の消費税率の引下げ及び 就業者負担軽減支援金の導入に係る対応

令和8年10月9日
国税庁

消費税率引下げの実施に向けた周知広報

- 関係する事業者が早期に準備に着手できるよう、国税庁においては政府大綱の閣議決定と同日(9月15日)に国税庁ホームページに「特設サイト」を開設し、リーフレットやQ&A、説明動画を公表する等の周知広報を開始。
- そのほか、下記の対応を行い、これらについて関係省庁を通じ事業者団体等へ周知文書を発出。
 - ・ コールセンターを設置し、電話相談へ対応
 - ・ レジ・システム開発事業者から寄せられる税務に関する質問に対応する専用の照会窓口を設けて対応
- 今後、オンライン説明会を開催するなど、引き続き丁寧な周知・広報に努める。

特設サイトの開設

消費税率引下げ特設サイト

令和8年9月15日
国税庁、財務省

このサイトは、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び事業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)において、「関係府省庁は、制度の詳細についてできる限り早急に公表して広報活動を開始するとともに、国民や地方自治体への丁寧な周知広報を行うこと」とされたことを踏まえ、この大綱において示された改正案の内容(飲食料品に係る2年間の消費税率引下げ)を説明した資料を掲載しています。

今後、最新の情報を随時掲載していく予定です。

なお、内容については、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

制度の概要
(リーフレット、パンフレット)

ご質問・ご相談
(コールセンター)



説明動画

■ リーフレット
(2頁、概要)

■ パンフレット
(8頁、詳細)

飲食料品に係る
2年間の消費税率引下げについて

本リーフレットは、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び事業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)において示された改正案の内容を説明したものです。この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、飲食料品に係る消費税率が1% (8%未満) に引き下げられます。

1 対象品目と適用税率

税率1%の対象とされるのは、飲食料品の販売及び保税地域から引き取られる飲食料品となります。

この期間は、令和9年3月31日以前において税率5%の対象である飲食料品の範囲と相違します。対象品目の詳細については、軽減税率制度Q&A(税務事例編)をご覧ください。

2 適用税率(令和9年4月1日から令和11年3月31日まで)は次のとおりです。

品目	税率
飲食料品	1%
新聞の定期購読	8%
その他	10%

令和8年9月
国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室

説明動画

飲食料品に係る
2年間の消費税率引下げについて



本動画は、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び事業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)において示された改正案の内容を短く説明したものです。説明内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

国税庁
(令和8年9月作成)

Q&A (具体的な事例に基づき解説)

飲食料品に係る2年間の
消費税率引下げに関するQ&A

このQ&Aは、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び事業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)において示された内容のうち「令和9年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ」について説明したものです。

この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

なお、寄せられた質問や疑問点を踏まえて、随時、問の追加や掲載内容の改訂を行っていく予定です。

令和8年9月
国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室

相談への対応

■ コールセンターの設置

消費税軽減税率・インボイスコールセンター
(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)



飲食料品に係る消費税率の引下げや軽減税率制度、インボイス制度に関する一般的なご質問・ご相談をフリーダイヤルで受け付けています。

※ 上記に関する一般的なご質問やご相談以外のお問合せ先は、[こちら](#)でご確認ください。

電話番号 0120-205-553

入電後は音声ガイダンスに沿って相談する内容の番号を選択してください。

「1」

飲食料品の税率の引下げや、軽減税率制度に関するお問合せ

「2」

インボイス制度の申請書や届出書の記載方法等に関するお問合せ

「3」

インボイス制度の概要や2割特例に関するお問合せ

「4」

そのほかのインボイス制度に関するお問合せ

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日及び年末年始を除く)

■ レジ・システム開発事業者向けの問合せ窓口の設置

今後の取組

- オンライン説明会の開催
- 事業者団体主催の説明会への講師派遣対応
- 飲食料品取扱事業者へのDM送付

就業者負担軽減支援金の導入に向けた広報活動等

非課税者の方にも積極的に確定申告を行っていただくために、以下の対応を実施予定。

【周知・広報】

国税庁HPを通じた周知、国税庁のSNSアカウントを活用した発信、税務署窓口へ支援金に関するリーフレットの備付・掲示。

【確定申告】

税務署においては、非課税の方が適正かつ円滑に申告手続きを行っていただけるよう、丁寧な申告相談を行う体制を構築。